



福岡医発第 3298 号 (地)
令和 2 年 3 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の改正に伴う
診断書の作成について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

自動車運転代行業を営む経営者については、従来より、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律において、業を営んではならない者の欠格要件が規定され、代行業を営もうとする者は、欠格要件に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けることとされています。

同法においては、これまで、成年被後見人及び被保佐人を一律に代行業の欠格要件としていましたが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）等にもとづいて、同法が改正され、当該欠格要件は、「精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務を適正に行うに当たって必要な認知・判断・意思疎通を適切に行うことができない者」に改められました。これに伴い、代行業の認定の申請に当たっては、当該者に該当しない者であるかどうかの別を記載した医師の診断書を申請書に添付することとされ、令和元年 12 月 14 日より施行されているところです。

今般、警察庁交通局長から日本医師会宛に、上記診断書の作成について医師向けの案内を記した資材が提供されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、添付の診断書（例）は参考例であり、上記の内容が記載されていれば、異なる書式を用いても差し支えないとのことであります。

また、本件診断書の作成は、自動車運転代行業を営もうとする者（経営者）に関するものであり、運転代行のドライバーに就こうとする者を対象とするものではないことを申し添えます。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

令和2年2月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会 長 横 倉 義 武

(公印省略)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の改正に伴う
診断書の作成について(協力依頼)

自動車運転代行業を営む経営者については、従来より、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律において、業を営んではない者の欠格要件が規定され、代行業を営もうとする者は、欠格要件に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けることとされています。

同法においては、これまで、成年被後見人及び被保佐人を一律に代行業の欠格要件としていましたが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)等にもとづいて、同法が改正され、当該欠格要件は、「精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務を適正に行うに当たって必要な認知・判断・意思疎通を適切に行うことができない者」に改められました。これに伴い、代行業の認定の申請に当たっては、当該者に該当しない者であるかどうかの別を記載した医師の診断書を申請書に添付することとされ、令和元年12月14日より施行されているところです。

今般、警察庁交通局長から本会宛てに、上記診断書の作成について医師向けの案内を記した資材が提供され、本会会員等への周知についての協力依頼が参りました。つきましては、貴会管下において、今後、自動車運転代行業を営もうとする方から上記診断書の交付を求められることが予想される会員、医療機関等に対し、本件についてご周知を賜りますとともに、地域の警察本部等から貴会に対して協力依頼等がありました場合には、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、添付の診断書(例)は参考例であり、上記の内容が記載されていれば、異なる書式を用いても差し支えないとのことであります。

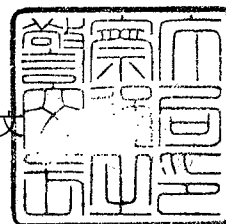
また、本件診断書の作成は、自動車運転代行業を営もうとする者(経営者)に関するものであり、運転代行のドライバーに就こうとする者を対象とするものではないことを申し添えます。



警察庁丙交企第3号
令和2年1月30日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 殿

警察庁交通局長
北村 博文



自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の改正に伴う御協力
のお願いについて

大寒の候、貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、貴会におかれましては、平素から、格別の御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転代行業については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）で業を営んではない者の欠格要件が定められるとともに、自動車運転代行業を営もうとする者は、欠格要件に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととされています。

成年被後見人及び被保佐人については、これまで一律に業の欠格要件とされていたところですが、この度、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）等が制定され、当該欠格要件が「精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務を適正に行うに当たって必要な認知・判断・意思疎通を適切に行うことができない者」に改められるとともに、自動車運転代行業の認定の申請に当たっては、当該者に該当しない者であるかどうかの別を記載した医師の診断書を申請書に添付することが、新たに定められました（令和元年12月14日より施行）。

つきましては、上記の制度改正の周知について貴会の御協力を賜りたく、各都道府県医師会及び貴会会員の皆様に対し、貴会を通じて別添「医師の皆様へ」を周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件診断書の提出が求められている者とは、自動車運転代行業務従事者（ドライバー）ではなく、認定を受けて自動車運転代行業を営もうとする者（経営者等）であり、同診断書は各都道府県公安委員会において行う認定の判断の一要素として用いられるものになります。

医師の皆様へ

○ 令和元年、成年被後見人等を許可等の対象から一律に排除している制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査する、いわゆる個別審査制に適正化するため、関係法律の整備が行われました。

これを受けて、自動車運転代行業法及びその下位法令が改正され、令和元年12月14日から施行されています。

○ 具体的には、成年被後見人等であることが自動車運転代行業の欠格要件ではなくなり、その代わりに「精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に行うに当たって必要な認知・判断・意思疎通を適正に行う事ができない者(※)」であることが新たな欠格要件として規定されました。

○ また、各都道府県公安委員会において業を営む者が欠格要件に該当しないことを確認するため、

- ・ 欠格要件に該当しない旨の誓約書
- ・ 上記(※)に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した医師の診断書

を業の認定の申請書に添付することとしています。

注：自動車運転代行業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととされています。

○ 今後、自動車運転代行業を営もうとする者が診断書の作成を求めて来院することがありますが、上記(※)に該当しないことが明らかな場合には例えば添付のような診断書を作成いただくなど、御協力をお願いいたします。

※ 診断書が必要となるのは、運転代行業務(ドライバー)ではなく、認定を受けて自動車運転代行業務を営む者(経営者等)になります。

※ 医師の診断書については、各都道府県公安委員会において行う認定の判断の一要素として用いられるものになります。

別添

(例)

診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、

「精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないこと」が明らかである旨
を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

印

※ 本診断書は例であり、「精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないこと」が明らかであるかどうかの別が記載されているものであれば、異なる様式の診断書を使用しても差し支えありません。